

一般廃棄物 再生輸送業 指定証
再生活用業

住 所 千葉県千葉市稲毛区長沼原町716-2

氏 名 株式会社 京葉エナジー
代表取締役 岩崎 剛士

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、及び代表者職氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条第2号 の規定に
第2条の3第2号

より一般廃棄物 再生輸送業 再生活用業 の指定を受けたものであることを証する。

令和6年4月1日

千葉市長 神谷 俊一



記

指 定 番 号		第 1 号	
事務所及び事業場の所在地		事務所	千葉県千葉市稲毛区長沼原町716-2
		事業場	大日Base：千葉市花見川区大日町1280-5 長沼原Base：千葉市稲毛区長沼原町716-2
事業の範囲	業の区分	再生輸送業（積替保管を含む）	
	取扱い廃棄物の種類	木製品（割り箸・串）	
処理施設等の地所			
処理施設の種類及び処理能力			
指 定 期 限		令和11年3月31日	
指 定 条 件		裏面のとおり	
指 定 年 月 日		新規指定年月日 指定更新年月日 変更指定年月日 再交付年月日	令和6年 4月 1日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

指定条件

- (1) 木製品（割り箸・串）の収集及び再生活用施設への運搬に限る。
- (2) 木製品（割り箸・串）を申請車両以外で収集してはならない。
- (3) 千葉市域外の廃棄物を収集運搬してはならない。
- (4) 千葉市域外へ廃棄物を搬出してはならない。
- (5) その他、市の指示に従わなければならない。